

**河津町高齢者いきいきセンター**  
**新型コロナウイルス感染症対策に基づく施設利用基準**

令和5年3月13日（改正）  
河津町福祉介護課

**1 使用対象者**

町職員等を除く方が、次の施設を利用するときに適用します。

**2 対象施設**

施 設 区 分	内 容
高齢者いきいきセンター	遊戯室 保育室1（もも） 保育室2（まつ） 職員室

**3 利用時**

利用者のマスク着用は、本人の判断とする。

**（利用を控えていただく方）**

- ①利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- ②発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

**（活動や行動を避ける内容）**

- ①会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動

**（利用者の義務）**

- ①利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- ②利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- ③各種団体は、利用者を把握すること。

**（管理者の義務）**

- ①利用者の感染リスクを軽減する措置（消毒薬の用意など）をとること